

「ふれあいフェスティバル2021」委託業務実施要領

1 委託する業務の内容

「ふれあいフェスティバル2021」開催要綱（以下「開催要綱」という。）に基づき、次の事項を業務委託として実施する。

- (1) 運営に関する基本的事項
- (2) 広報宣伝
- (3) 会場（音響、照明、舞台装置を含む。）借上げ、設営・撤去
- (4) 当日の会場周辺における啓発資材配布等
- (5) 報告書の作成及びアンケートの実施
- (6) 上記(1)～(6)の事項に要する経費の支払い
- (7) その他本フェスティバルを円滑、安全かつ効果的に実施するうえで必要な業務

2 留意事項

事業の実施にあたっては、愛媛県県民環境部県民生活局人権対策課と緊密な連携をとり、迅速かつ効率的に遂行するよう努めるものとする。

3 その他

その他委託業務の実施にあたり必要な事項は別に定める。